

2025年度 区分所有管理士登録更新

学習報告及び効果測定(確認テスト)

1. 学習報告について

私は、2025年度区分所有管理士登録更新にかかる自宅学習を、下記のとおり実施しました。

<学習時間>

年 月 日 (2時間程度)
 (開始 時 分 ~ 終了 時 分)
 計 時間 分

<氏名・生年月日/登録番号・連絡先>

氏名	生年月日 / 登録番号	平日昼間の連絡先
	/	

2. 効果測定(確認テスト)について

次の1~5の問題を読み、解答欄に正誤を記入してください。(正しければ○、誤りならば×)

	問題	解答
1	標準管理規約(単棟型)によれば、総会を招集するには、少なくとも会議を開く日の1週間前までに、会議の日時、場所及び目的を示して、組合員に通知を発しなければならない。	×
2	認定管理者等は、マンション管理適正化法第5条の4の認定を受けた管理計画の変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、計画作成都道府県知事等の認定を受けなければならない。	○
3	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の施行に伴う国土交通省からの通達により、重要事項説明書の原本を交付した者の氏名は不要となった。	○
4	長期修繕計画の計画期間は、30年以上で、かつ大規模修繕工事が1回含まれる期間以上とする。	×
5	修繕積立金は、管理組合が行う共用部分の修繕工事の費用に充当するための積立金であるが、専有部分について各区分所有者が行う一定のリフォームの費用も原則として含まれる。	×

※正解は、2025年7月以降当協会ホームページ(<https://www.kanrikyo.or.jp/index.html>)で掲載予定

提出期限：2025年6月5日(木)

提出はFAX又はメールでお願いいたします。

<お問い合わせ先>

一般社団法人マンション管理業協会 区分所有管理士委員会事務局

電話 03-3500-2720 FAX 03-3500-1261 メール kanrishi@kanrikyo.or.jp

